

国住指第 4354 号
令和3年3月16日

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会 御中

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について

平素より建築行政に格別なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(以下「建築設計標準」という。)を策定しています。

前回の改正から約4年が経過したことから、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」及びその下に「小規模店舗WG」を設置して改正内容を検討し、建築設計標準を改正しました。

主に以下の項目について、記載の充実等を図っております。詳細は別添をご覧ください。

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ② 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加（国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等）

貴団体におかれましては、建築物のバリアフリー化にあたって、建築設計標準を有効にご活用いただきますようお願いいたします。また、貴団体の関係者に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、各都道府県建築行政主務部長等に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

○ 建築設計標準の掲載先（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html



【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画係

(住所) 東京都千代田区霞が関 2-1-3

(電話) 03-5253-8111 【内線 39-538】